

第 1 章 総則

(目的・使命)

第 1 条 日本医科大学医学部(以下「本学」という。)は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く医学を研究教授し、知的道徳的応用的能力を展開させることを目的とする。

2 前項の目的を達するために、広く医学を世界に求め、堅実公正な医師を育成することを使命とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検委員会を設置し、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検委員会の組織等に関する事項については、別に定める。

(組織)

第 3 条 本学に医学科を置き、6 年の一貫教育を行う。

(収容定員)

第 4 条 収容定員は、入学定員 110 名、総定員 660 名とする。

(修業年限・在学年限)

第 5 条 修業年限は 6 年とする。ただし、第 17 条の定めにより編入学した者については、修業年限を 5 年とする。

2 在学年限は、前項の規定する修業年限の 2 倍を超えることはできない。

3 同一学年の在学年限は原則として 2 年とし、学長が特別の事情があると認める者については、医学部教授会(以下「教授会」という。)の審議を経て、1 年に限り延長を認める。

第 2 章 授業科目(コース)・授業時間及び単位数

(授業科目)

第 6 条 授業科目は大別して縦断型科目及び累積型科目とする。

2 授業科目とその授業時数は別表 1 に定めるところによる。

3 本学における学科目は別表 2 に定めるところによる。

第 3 章 履修方法及び修了・卒業の認定

(履修方法・授業日数・単位の計算方法)

第 7 条 授業科目の履修は別表 1 に従い、所定の授業日数(又は単位数)を履修するものとする。

2 各年次の授業日数は、学年末試験、臨床実習期を含み、年間 37 週を原則とする。

3 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって1 単位とする。

(2) 演習については、30 時間の授業をもって1 単位とする。

(3) 実験・実習及び実技については、45 時間の授業をもって1 単位とする。

(授業科目修了の認定)

第8条 授業科目修了の認定は、その科目の目標において求める知識、技能、態度等の修得の程度の評価に基づき、教授会の審議を経て学長がこれを決定する。

2 前項の評価は、試験及び実習における観察等によって行う。

3 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(秀 90 点以上、優 80 点以上、良 70 点以上、可 60 点以上、不可 59 点以下)

4 各授業科目(臨床実習を除く。)の受験資格は、その授業科目の規定の授業時数(講義と実習の合計時数)及び実習時数のそれぞれについて3分の2以上出席した者に与える。

5 必修科目に受験資格のない者は、その授業科目を再び履修しなければならない。

6 臨床実習生となるための資格については、別に定める。

7 試験及びこれに関連する事項は、別に定める。

(他大学等での履修認定)

第9条 教育上有益であると認めるときは、本学の定める国内外の他の大学、病院又は本学が認める関連施設において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定することができる。

2 第17条により入学した者が、本学入学前に修得した単位の認定については、教授会の審議を経て学長が決定する。

(卒業の認定)

第10条 第5条に定めた修業年限以上在学し、全ての授業科目修了が認定され、総合試験に合格した者に対して、学長は教授会の審議を経て卒業を認定する。

(卒業証書及び学位の授与)

第11条 卒業の認定を受けた者は、教授会の審議を経て、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、医学とする。

3 本学において授与する卒業証書・学位記の様式は、別記様式1のとおりとする。

第4章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとし、これを次の学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から8月31日まで
第2学期 9月1日から12月31日まで
第3学期 翌年1月1日から3月31日まで
(休業日)

第13条 休業日(授業を行わない日)及び休業期間(授業を行わない期間)は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
 - (3) 創立記念日 4月15日
 - (4) 春季休業 3月21日から4月7日まで
 - (5) 夏季休業 7月19日から8月31日まで
 - (6) 冬季休業 12月21日から翌年1月4日まで
- 2 前項に定める他、学長は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 学長が必要と認めたときは、休業日及び休業期間を変更することがある。

第5章 入学・休学・退学

(入学時期)

第14条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(転入学)

第16条 他の大学医学部又は医科大学の学生で、その大学長の許可を得て、本学に転入学を希望する者は、欠員のある場合に限り、試験の上入学を許可することがある。

(編入学)

第 17 条 本学へ編入学を希望する者については、選考のうえ編入学を許可することができる。

2 この場合の入学年次は、第 2 年次とする。

(入学の出願)

第 18 条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の受験料 60,000 円及び別に定める書類を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

(入学選考)

第 19 条 入学の選考は、学力及び人物について行う。

(入学手続)

第 20 条 入学の選考に合格したものは、指定の期日までに、誓約書、保証書、卒業証明書、住民票その他所定の書類を提出するとともに、入学金 1,000,000 円及び第 30 条による学費を納付しなければならない。

2 既納の入学金及び学費は返戻しない。ただし、所定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、既に納めた学費を返還する。

3 第 1 項の手続をしない者は、入学を許可しない。

(入学許可)

第 21 条 前条の手続を完了した者は、教授会の審議を経て、学長が入学を許可し、学籍に登録する。

(本籍・住所・姓名変更)

第 22 条 学生及び保証人が本籍又は住所等を変更した場合は、直ちに届出なければならない。

2 学生が姓名を変更した場合には、住民票記載事項証明書を添えなければならない。

(休学)

第 23 条 疾病その他止むを得ない事由により、2 ヶ月以上修学することができない者は、休学願に保証人連署の上、その事由を証明する書類を添えて学長に願出するものとし、許可を得なければならない。

2 疾病その他の事由により修学することが不相当と認められる者に対しては、学長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 24 条 休学は 2 年以内とする。ただし、前条第 2 項の場合に限り、更に 1 年を限度として延長することができる。

2 休学期間は通算して 4 年以内とする。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第 25 条 休学期間中にその事由が消滅して復学しようとする者は、復学願に保証人連署の上学長に願い出るものとし、許可を得なければならない。ただし、当該休学が疾病による場合は医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第 26 条 退学しようとする者は、退学願に保証人連署の上学長に願い出るものとし、許可を得なければならない。

(再入学)

第 27 条 退学した者で、再入学を願い出る者は、学長が原学年又はそれ以下に再入学を許可することがある。

(除籍)

第 28 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 成業の見込みのない者
- (2) 第 5 条の在学年限をこえた者
- (3) 第 24 条第 1 項又は第 2 項にそれぞれ定める期間をこえて、なお復学できない者
- (4) 学費の納入を督促された後、30 日以上納付しない者
- (5) 1 年以上行方不明の者
- (6) 死亡届が提出された者

(転学)

第 29 条 他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第 6 章 学費

(学費)

第 30 条 学生が納付しなければならない学費は、授業料及び施設整備費とする。

(金額・納付時期・学費の額の変更)

第 31 条 学費の金額及び納付時期は、これを次のとおり定める。

- (1) 授業料 2,500,000 円(年額)
施設整備費 1,000,000 円(年額)
ただし、平成 30 年度入学者から適用する。
 - (2) 学費は、毎年 4 月 30 日までに納付するものとする。
ただし、第 20 条第 1 項の入学手続をする際に納付すべき学費の納付期限は、同条同項により別途指定する期日までとする。
 - (3) 止むを得ない理由の願い出によっては、期間を定めて分納を認めることができる。
 - (4) 学則その他の規定に特別の定めのある場合を除き、既納の学費は返戻しない。
- 2 在学中、授業料その他について変更があった場合には新たに定められた金額を納付するものとする。
 - 3 学年の中途において卒業する見込みの者の納付する学費の取扱いは、別に定める。
(特待生の学費)

第 32 条 入学試験の成績が特に優秀で、人物に優れている者を特待生として、学費の一部を免除することができる。

2 特待生に関する事項は別に定める。

(休学中の学費)

第 33 条 休学中の者についての学費は減免することがある。

2 休学中の者の学費の減免に関する事項は、別に定める。

(退学者の学費)

第 34 条 退学する者は、その年度における学費を納付しなければならない。

第 7 章 聴講生

(聴講生)

第 35 条 本学所定の授業科目のうち 1 科目又は数科目について聴講を希望する者がある時は、教育研究に支障がない限り、学長が、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する取扱いは別に定める。

第 8 章 公開講座

(公開講座)

第 36 条 本学に公開講座を設けることがある。

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 37 条 品行学業ともに優秀な者を、表彰することがある。

2 表彰に関する事項については、別に定める。

(懲戒)

第 38 条 学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分にもとる行為ありと認められるものは懲戒に処する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手続きについては、別に定める。

第 39 条 表彰及び懲戒は、学長がこれを行う。

第 10 章 職員組織

(職員組織)

第 40 条 本学の職員組織として学長、医学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員組織の職制及び定員に関しては、別に定める。

第 11 章 教授会

(教授会)

第 41 条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び専任教授をもって組織する。

3 教授会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

(役割)

第 42 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び医学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は医学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会規則)

第 43 条 教授会の運営に関する規則は別に定める。

第 12 章 厚生補導

(厚生補導)

第 44 条 学生の厚生補導に関する事項を取扱うために学生部を設ける。

第 13 章 学則の改廃

(学則の改廃)

第 45 条 本学則の改廃は、学長を経て、理事会の議決を必要とする。

付 則

この学則は、昭和 30 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 41 年 4 月 1 日 一部改正(学部の入学定員 80 名から 100 名に変更した)

昭和 49 年 4 月 1 日 一部改正(学部の実習費を設定した)

昭和 54 年 1 月 10 日 一部改正(学部の授業料、実習費、施設整備費を学費としてスライド制を導入した)

昭和 57 年 1 月 10 日 一部改正(学部の教育充実費を設定した)

昭和 60 年 4 月 1 日 一部改正(全面的に見直した)

昭和 62 年 4 月 1 日 一部改正(受験資格の取扱いを一部変更した)

ただし、第 9 条第 3 項第 1 号の改正規定は、昭和 62 年度入学者から適用し、昭和 61 年度以前の入学者は従前のおりとする。

平成 2 年 4 月 1 日 一部改正(講座を新設し、講座の名称を一部変更した)

平成 3 年 4 月 1 日 一部改正(授業料等のただし書きを挿入した)

平成 3 年 7 月 1 日 一部改正(大学設置基準、学位規則の改正等により一部改正した)

ただし、第 6 条、第 14 条、第 18 条及び第 29 条の改正規定は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。(大学設置基準の改正により自己評価等を設定した)

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。(ただし、基礎科学の所定単位については平成元年度以前の入学者は従前どおりとする。入学手続上の戸籍抄本を住民票に変更した。また第 7 章外国人学生全文を削除した)

附 則

この学則は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。(日本医科大学組織規則制定により、医学部主任から医学部長に職名を変更した)

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。(学則の改廃は理事会の承認から議決を必要とするに変更した)

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。(姓名変更上の戸籍抄本を住民票記載事項証明書に変更した。また第 35 条第 3 項の懲戒を退学に変更した)

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。(基礎科学における所定単位を変更した。また教育充実費を 6 年間の分納に変更した)

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。(基礎科学における所定単位を変更した。ただし、基礎科学の所定単位については、平成 10 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 3 項の改正事項は、平成 13 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(基礎科学における所定単位を変更した。ただし、基礎科学の所定単位については、平成 13 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。(別表 1 の 3・4 年授業時限配当表の診断学・検査医学を基本臨床実習に改め、5・6 年授業時限配当表を新たに作成した。これに伴い、別表 3 のコース名称診断学・検査医学を基本臨床実習に改める。)

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。(別表 1 の 1 年授業時限配当表の選択科目 A の医用物理学を削除し、備考欄に入学試験で「生物」を受験しなかった者は生物系の選択科目(注 5)を履修することとし、欄外(注 5)に生物系選択科目を記載する。)

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(基礎科学の所定単位については、平成 16 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(基礎科学の履修科目数及び所定単位については、平成 17 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(基礎科学の履修科目数及び所定単位については、平成 18 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 100 名から 110 名に変更した。)

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 110 名から 112 名に変更した。基礎科学の履修科目数及び所定単位については、平成 21 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 112 名から 114 名に変更した。)

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項、第 13 条第 1 項の改正規定は、平成 26 年度入学者から適用し、平成 25 年度以前の入学者は従前どおりとする。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 114 名から 116 名に変更した。)

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 116 名から 118 名に変更した。)

附 則

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 118 名(臨時定員 8 名含む)から 110 名(恒久定員)に変更した。)ただし、様式 1 については平成 30 年 3 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 36 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
入学定員	121	121	110	110	110	110	110
総定員	697	704	700	696	690	682	671

附 則

- この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第4条の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までの収容定員は、次のとおりとする。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入学定員	126	126	110	110	110	110	110
総定員	716	728	722	714	703	692	676

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までの収容定員は、次のとおりとする。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
入学定員	123	110	110	110	110	110
総定員	735	727	716	705	689	673

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条、第10条の改正規定は、令和5年度第1学年から学年進行で適用し、その他の学年については従前どおりとする。
- 2 第4条の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までの収容定員は、次のとおりとする。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
入学定員	125	110	110	110	110	110
総定員	742	731	720	704	688	675

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項の改正規定は、令和6年度第1学年から学年進行で適用する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までの収容定員は、次のとおりとする。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入学定員	125	110	110	110	110	110
総定員	746	735	719	703	690	675